

杉並区地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱基準（平成24年3月26日杉並第67554号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この基準は、杉並区（以下「区」という。）と工事請負契約と締結している請負者が、地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号。以下「融資制度」という。）を利用する場合において、杉並区工事請負契約条項（以下「契約条項」という。）第5条第1項ただし書に基づく債権譲渡承諾取扱（以下「本取扱」という。）に関し、必要な事項を定める。

（債権を譲渡することができる者）

第2条 債権を譲渡することができる請負者（以下「債権譲渡人」という。）は、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅建設事業者とする。

（債権を譲り受けることができる者）

第3条 債権を譲り受けることができる者（以下「債権譲受人」という。）は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）、特例民法法人である建設業者団体又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること及び本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）が被保証者として適当と認める民間事業者であって、債権譲渡人への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

（債権譲渡の対象工事）

第4条 債権譲渡の対象となる工事は、次の各号のすべてに該当する工事とする。

- （1） 債権譲渡承諾の申請時において、契約金額が1,000万円以上であること。
- （2） 当該工事の出来高が全体の2分の1以上であること。
- （3） 債権譲渡承諾の申請時において、当該年度内に完了が見込まれること。ただし、債務負担行為に係る工事又は前年度から繰り越される工事については、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満であること。

2 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、債権譲渡の対象としない。

- （1） 杉並区低入札価格に関する調査規程（平成12年12月杉並区訓令甲第50号）第6条に規定する低入札価格調査を受けた者が落札者となった工事
- （2） 履行保証を付した工事のうち、区が役務保証を必要とする工事
- （3） その他、債権譲渡人の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適當な特別な事由がある工事

（債権譲渡の範囲）

第5条 譲渡される債権の範囲は、次に定めるとおりとする。

- （1） 当該工事が完成した場合にあっては、契約条項第32条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する契約金額から前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額とする。
- （2） 当該工事請負契約が解除された場合にあっては、契約条項第48条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する契約金額から前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額のうち、工事履行保証契約等により確保されなかった金額を控除した額の全額とする。

2 工事請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、契約金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。

（債権譲渡の承諾申請）

第6条 債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人と債権譲受人が共同して次の書類を提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾申請書（第1号様式） 3部
 - (2) 区の承諾を得ることを停止条件とした締結済の債権譲渡契約証書の写し 1部
なお、様式は、平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号に定める様式3を準用することとし、国土交通省において当該通知が改正された場合は、改正後の通知に基づくものとする。
 - (3) 工事履行報告書（第2号様式）
 - (4) 発行日から3月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1部
 - (5) 債権譲渡人の東京電子自治体共同運営電子調達サービス建設工事等競争入札参加資格審査受付票の写し 1部
 - (6) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険契約条項、約款等により債権譲渡の承諾を義務付けられている場合は、必要な承諾を受けていることを証するもの1部
約款等の写しを添付のうえ、該当する条項を朱線等で明示すること。
 - (7) 振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写し 1部
- 2 前項の書類は、総務部経理課（以下「経理課」という。）に持参するものとし、郵送による提出は認めない。
- 3 第1項の書類の提出期限は、当該工事の出来高が全体の2分の1に到達したと認められる日以降で当該工事請負契約の履行期間末日の2週間前までとする。

（債権譲渡の承諾基準）

第7条 債権譲渡は、次に掲げる事項のすべてが確認された場合に承諾する。

- (1) 債権譲渡承諾申請書及び債権譲渡契約証書の写しについては、申請時時点の譲渡対象債権の金額が、工事請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる契約金額と一致していること。
- (2) 債権譲渡承諾申請書等の印影が印鑑証明書等と一致すること。
- (3) 当該請負契約が解除されていないこと又は契約約款の規定に基づき区が契約を解除するおそれがないこと。
- (4) 工事履行報告書等により、当該工事の出来高が全体の2分の1以上であること。

（債権譲渡の承諾又は不承諾）

第8条 債権譲渡の承諾は、区が第6条第1項に規定する適正な債権譲渡承諾申請書等の提出を受けた後、前条に掲げる事項を確認した上で、債権譲渡承諾書（第3号様式）を債権譲渡人及び債権譲受人に各1部を交付することにより行う。

2 区は、第6条第1項に規定する適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出がない場合又は第7条の規定に基づく必要な確認ができない場合には、債権譲渡の承諾を行わない。この場合においては、債権譲渡人及び債権譲受人に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書（第4号様式）を交付する。

3 前二項の規定による承諾又は不承諾の通知の交付は、債権譲渡承諾申請書等を受理した日から概ね2週間以内に行う。

（出来高確認）

第9条 債権譲渡契約の締結や融資審査手続きなどにおいて、当該工事の出来高確認が必要な場合は、債権譲受人が確認するものとする。

2 前項の規定による出来高確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合は、債権譲受人は、工事出来高確認協力依頼書（第5号様式）を提出するものとする。

3 前項の規定による工事出来高確認協力依頼書の提出があった場合は、経理課と当該工事の予算の執行を所管する課（以下「工事担当課」という。）において立入りに必要な調整を行ったうえ、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認する。

（融資実行報告）

第10条 第8条第1項の規定による承諾を得た債権譲渡人及び債権譲受人が、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合は、連署にて融資実行報告書（第6号様式）を速やかに経理課へ提出するものとする。

（請負代金の請求）

第11条 債権譲受人は、当該工事が区による検査に合格し、部分払金及び契約代金（以下「契約代金

等」という。)の額が確定した場合に限り、債権譲受人が債権譲渡人から譲り受けた債権金額の範囲内で支払を請求することができる。

なお、債権譲渡承諾後において、債権譲渡人は、契約代金等の請求をすることはできないものとする。

2 債権譲受人は、契約代金等の請求にあたって、工事担当課へ次の書類を提出するものとする。

- (1) 請求書兼領収書 1部
- (2) 支払金口座振替依頼書 1部
- (3) 債権譲渡契約証書の写し 1部
- (4) 杉並区長公印の押印がある債権譲渡承諾書の写し 1部
(不正行為への措置)

第12条 区は、本手続に関し、債権譲渡人や債権譲受人から提出された書面について、偽造、改ざん等の不正行為が認めれたときは、区は融資制度の監督官庁、債権譲受人の監督行政庁及び振興基金等にその事実を速やかに通報しなければならない。

(委任)

第13条 本手続を実施するにあたって、この基準に定めのない事項については、本融資制度に係る監督官庁の通知・通達に準じて総務部長が別に定める。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

様式 略